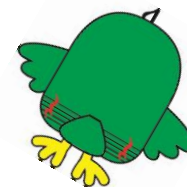


保育短時間認定における 就労時間の下限設定について

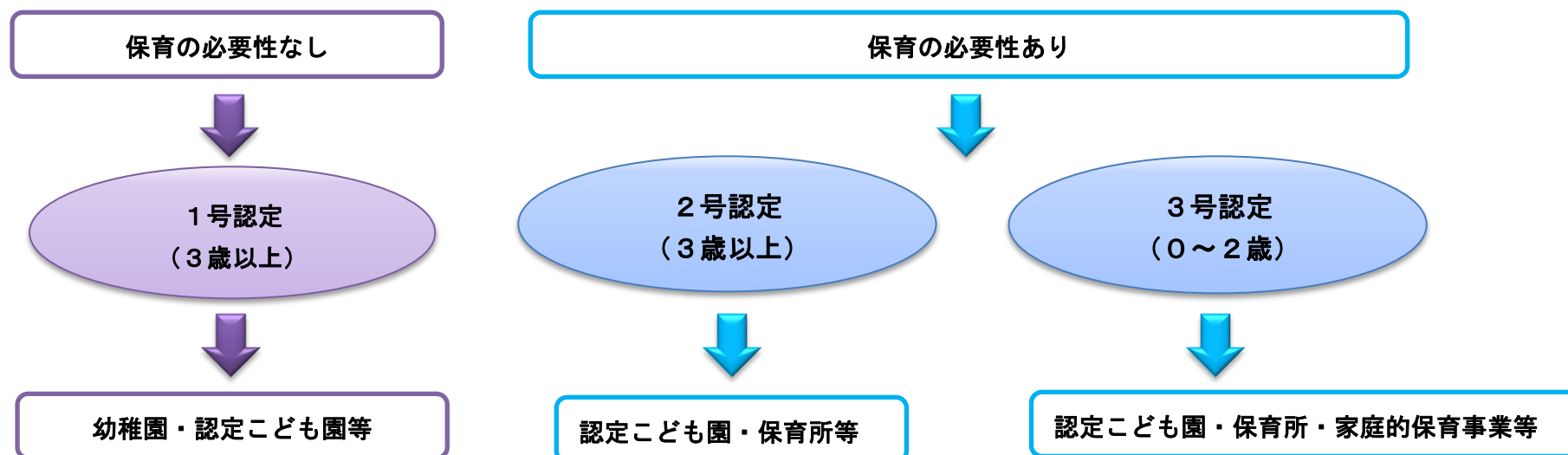
平成26年5月27日
子ども・子育て会議資料
こども政策課



1. 保育の必要性の認定について

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性や子どもの区分等を認定し、利用する施設に市町村からの財政支援として給付をする仕組みとなった。保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③「優先利用」について国が認定基準を定め、市町村はこれに基づき条例を制定する。

【子どもの認定区分】



給付の種類	対象施設
施設型給付	幼稚園、認定こども園、保育所
地域型保育給付	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

※給付を受けるためには、施設等が市町村による確認を受けていることが大前提である。

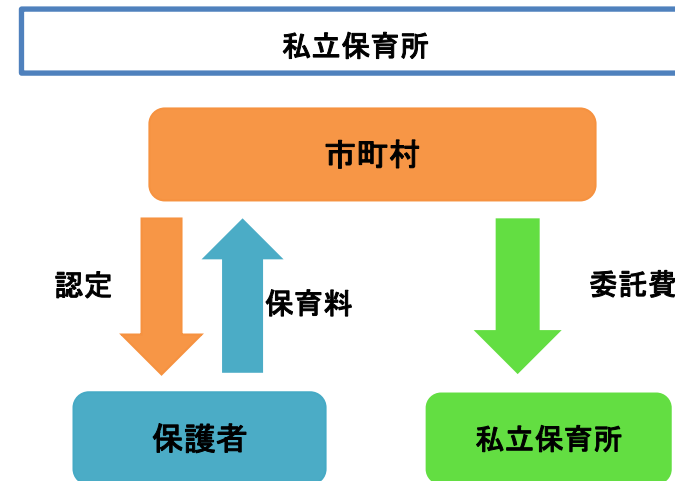
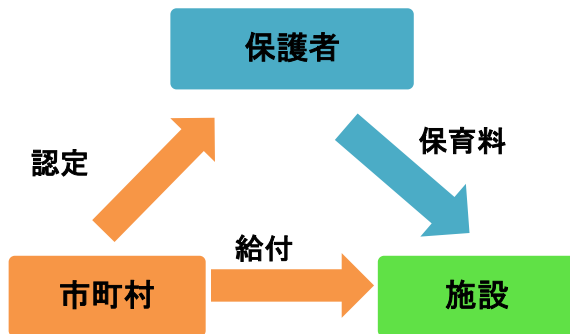
【保育の必要性の認定の流れ】



※私立保育所の場合は、市町村と保護者の契約

【給付の流れ】

認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育事業



2. 保育必要量の区分について

新制度では、保育の必要性ありと認定された子ども（2号・3号）への保育の提供にあたり、保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点等から、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定することとなった。

この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な**最大限の枠として保育必要量を設定する。**

	就労形態	保育必要量	就労時間
保育標準時間	両親ともフルタイム就労又は、それに近い状況	11時間/日 平均275時間/月 (最低212時間超、最大292時間/月)	120時間/月程度
保育短時間	両親の両方又はいずれかがパートタイムでの就労	8時間 平均200時間/月 (最大212時間)	48～64時間/程度 ※就労時間の下限は、市町村が地域の就労実態を考慮して定める。
教育標準時間	就労形態に係わらず、1号認定の保護者	1日の教育課程に係る教育時間4時間を標準	

【課題】

(1) 保育短時間

就労時間の下限設定を市町村ごとに、地域の就労実態を考慮して定めることとされているため、下限時間の設定について検討する必要がある。

(2) 教育標準時間

国は、教育時間は4時間を標準としているが、現在、本市では、5時間が原則である。この1時間の差異をどうするのか検討する必要がある。

⇒公定価格とあわせて慎重に検討をすることが必要である。

3. 就労の下限時間について

国の示した基準	現行の習志野市基準
1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で実態等を考慮して市町村ごとに定める。	1日につき4時間以上及び1か月に16日以上（＝月64時間）

※就労以外の事由について

- ・「親族の介護・看護」においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることが基本となる。現行の本市の基準は、1日につき4時間以上及び1か月に16日以上（＝月64時間）
- ただし、新制度では、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがあることのような事由については、保育標準時間の一区分とする。

【近隣市の現状】

市町村名	現状の下限時間
船橋市	1日3時間以上、月10日以上（月30時間）
千葉市	1日4時間以上、月16日以上（月64時間）
柏市	1日4時間以上、月16日以上（月64時間）
市川市	1日4時間以上、月16日以上（月64時間）
松戸市	1日4時間以上、週4日以上（月64時間）
流山市	1日4時間以上、月16日以上（月64時間）
鎌ヶ谷市	1日4時間以上、月15日以上（月60時間）
八千代市	1日4時間以上、週4日以上（月64時間）

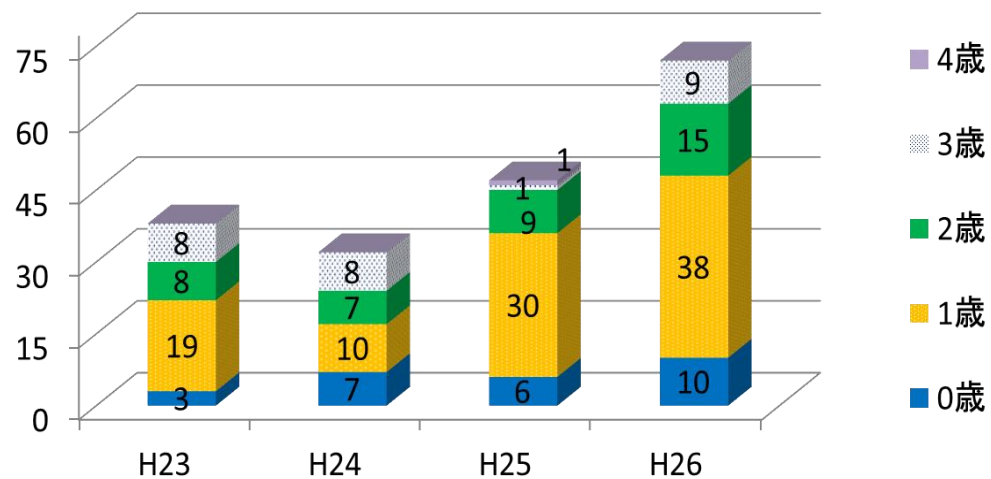
4. 就労の下限の設定にかかる検討について

現行、月64時間以上の就労を要件としているが、現在の待機児童数等について検証することとする。

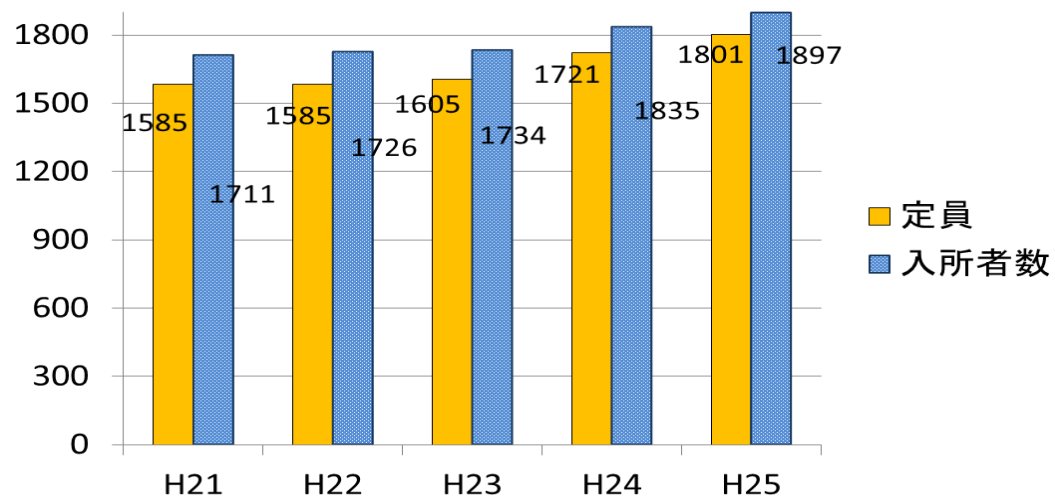
(1) 待機児童数の推移（4月1日時点）

H21	H22	H23	H24	H25	H26
8人	12人	38人	32人	47人	72人

《年齢別の待機児童数グラフ》



(2) 定員と入所者数について (3月末時点)



※入所率は、毎年100%を超えている。

(3) まとめ

現行でも、保護者の就労により保育に欠けるとされる場合、1日4時間以上及び月16日以上として月64時間を下限とし、保育所入所の選考を行っている。現在の待機児童数は、0～2歳児の割合が多くを占め、平成26年度の待機児童数は昨年度と比較し、1.5倍以上増えている。

また、今後の施設整備については、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」を中心に待機児童対策を強力に進めていくところである。

一方で、開発に伴う更なる保育ニーズの一時的増加が見込まれるため、下限時間を減らしても更なる待機児童が増えてしまい、現実的な下限時間の設定とは言えない。

現行の「1日4時間以上及び1か月につき16日以上」とし、**保育短時間認定における下限時間は64時間**とする。

市としては、今後、習志野市子ども・子育て支援事業計画で策定する確保方策等を進め、**平成29年度末までには待機児童ゼロ**を目指し、目標達成後においては、社会情勢や保育需要等も鑑み、下限時間についても再度検討することとする。

4. 事由と優先事由について

下限時間以外については、次回の子ども・子育て会議で詳しく議論していただくことになる。